

## 固定資産の「縦覧」

納税義務者の皆さんが、町内の土地や家屋と自己の資産の価格(評価額)を比較できる「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。  
 なお、この縦覧帳簿には、所有者や税額などは記載されていません。



●とき 4月1日(火)～6月2日(月)  
 8:30～17:15(土日、祝日を除く)

●ところ 税務課

●縦覧できる人

町内に所在する土地・家屋にかかる固定資産税の納税義務者またはその代理人

●必要なもの

- ・印かん
  - ・身分証明書〔顔写真有りの場合は1点(運転免許証など)、写真無しの場合は2点(健康保険証+納税通知書など)〕
- ※代理人の場合は、委任状が必要です。

### 閲覧制度について

自己資産の価格などの確認は、固定資産課税台帳(名寄帳)の「閲覧制度」をご利用ください。

※借地・借家人が閲覧する場合は、賃貸借契約書などの権利関係が確認できるものが必要です。

### 審査の申し出

固定資産税の納税義務者で固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の60日後までに固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

## 平成26年度固定資産税・都市計画税の

納期限は **6月2日(月)** です

納税通知書は5月上旬に発送する予定です

## 障害者の軽自動車税または自動車税の減免

身体障害者手帳などをお持ちの人が利用されている軽自動車または普通自動車について、税の減免ができます。  
 ただし、障害者一人につき、軽自動車または普通自動車どちらか1台に限ります。



### ●軽自動車の場合

▶申請場所 税務課

▶申請期限 5月26日(月)まで

▶必要なもの

- ・納税通知書
- ・運転免許証(減免申請する車を運転する人のもの ※コピー可)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など(※各種手帳は必ず原本をお持ちください)

### ●普通自動車の場合

▶申請場所 加古川県税事務所

▶申請期間(通常) 4月1日(火)から納期限まで

※上記の申請期間経過後も月割減免制度があります。詳しくは加古川県税事務所にご確認ください。

▶必要なもの

- ・印かん・運転免許証・身体障害者手帳、療育手帳など。その他必要な書類は加古川県税事務所(☎421-9271)にご確認ください。

## 平成26年度軽自動車税の納期限は

**6月2日(月)** です

納税通知書は5月上旬に発送する予定です

## あした天気になあれ

人権を考えるシリーズ 190

ひろげよう こころのネットワーク  
**平成26年度「人権教育」啓発に関する事業「のお知らせ」**

人権教育課では、今年度も様々な事業を通して、稲美町内に広く人権文化をすすめていきます。  
 お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

### ①自治会別人権学習「ふれあい学習会」

町内全66自治会の公会堂や集会所で、年一回、身近な人権課題やまちづくりについての「ふれあい学習会」を開催します。時期や学習内容については、自治会長、ふれあい学習アドバイザー、生涯学習推進員(人権学習担当)を中心に相談いただき、事務局で日程調整後、各自治会の担当者からお知らせします。

### ②人権啓発講座「ほっとセミナー」

各方面から講師を招き、様々な人権課題について、豊富な経験に基づきお話ししていただきます(年5回程度)。当日、直接会場にお越しください。どなたでも参加することができます。開催日時や講師については、決まり次第、この欄等でお知らせします。

### ③体験から学ぶ人権講座「稲美町じんけんわくわくスクール」

小学生と保護者を対象に、様々な人、自然、文化にふれあい、人権尊重の心を育むことを目的とした「体験型人権学び講座」(年10回程度)を開催します。各小学校を通じて講座生を募集し、6月上旬から開講する予定です。

### ④人権大会・フェスティバル・研究大会の開催

- ・第28回稲美町人権大会(こころあった会) 8月31日(日)
- ・2014いなみ人権・福祉フェスティバル 12月6日(土)
- ・第34回稲美町人権・同和教育研究大会

町内の学校園・地域団体・職場における人権・同和教育の実践発表と情報交換の場です。

(問合せ) 人権教育課 ☎492-1212(内線369)

## 国民健康保険に加入している70～74歳の人へ 医療機関での窓口負担が一部変わります

70歳から74歳の人の医療費の窓口負担は、現役並み所得世帯の人を除き、特例措置でこれまで1割とされていましたが(法律上は2割)。しかし平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、**平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える人から段階的に実施**されることとなりましたのでお知らせします。

### 見直し内容

所得区分	対象となる人	負担割合
・一般世帯 ・低所得(住民税非課税)世帯	昭和19年4月2日以降に生まれた人(新たに70歳になる人)	誕生月の翌月から <b>2割(変更)</b> (※ただし、各月1日生まれの人はその月から2割)
	昭和19年4月1日までに生まれた人(既に70歳になった人)	<b>1割(据え置き)</b>
現役並み所得世帯		<b>3割</b>

※70歳になる人には誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)までに負担割合を記載した高齢受給者証を送ります。  
 ※稲美町国民健康保険以外の保険に加入している人は、それぞれの保険にお問い合わせください。

《問合せ》 住民課国保年金係 ☎492-9135

## 国民年金情報

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の国民年金保険料(平成26年度月額15,250円)を猶予できる**学生納付特例制度**があります。  
 また、平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間についてさかのぼって学生納付特例を申請できるようになります。

対象者	保険料を納めるのが困難な学生
申請方法	◎昨年度猶予され今年度も在学予定の場合 → <b>ハガキ形式</b> の学生納付特例申請書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ返送してください。 ◎初めて申請する場合など → 学生証または在学証明書をお持ちのうえ、役場で申請してください。
審査内容	学生本人の前年所得が118万円以下 *失業等による特例制度有り
審査結果	承認(却下) 通知を本人あてに送付
承認期間	4月(または20歳到達月)から翌年の3月まで *年度ごとに申請が必要
承認内容	①承認期間中の障害など不慮の事態には、障害基礎年金等が支給されます。 ②承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。 ③承認期間は、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。(承認を受けた年度以降3年目からは当時の保険料額に加算が付き)

【申請期間】 4月1日～随時受付(早めに申請してください)

【問合せ】 役場住民課国保年金係 ☎492-9135 加古川年金事務所 ☎427-4740

## 町税等の納付は安全で安心な口座振替をご利用ください

口座振替をご利用いただく、納め忘れや支払いのためお出かけになる手間が省け、たいへん便利です。  
 次の金融機関の窓口でお申し込みください。  
 なお、町内の各金融機関には口座振替依頼書が備えてあります。

- みなと銀行
  - 三井住友銀行
  - 但馬銀行
  - 兵庫県信用組合
  - 播州信用金庫
  - 但陽信用金庫
  - 姫路信用金庫
  - 西兵庫信用金庫
  - 兵庫南農業協同組合
  - ゆうちよ銀行(郵便局)
- ☆ゆうちよ銀行は、ゆうちよ銀行指定の依頼書をご利用ください。

〈手続きに必要なもの〉  
 ・預貯金通帳  
 ・通帳届出印  
 ・納税通知書  
 すでに口座振替を利用されている場合で、「全納」と「期別」のみの変更は、役場窓口でお伺いします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定納期限		6月2日(月)	6月30日(月)	7月31日(木)	9月1日(月)	9月30日(火)	10月31日(金)	12月1日(月)	12月25日(木)	2月2日(月)	3月2日(月)	3月31日(火)
税目	町 県 民 税		全期・1期		2期		3期		3期	4期		
	固定資産税		全期・1期		2期				3期		4期	
	軽自動車税		全期									
	国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
依頼書締切日※		4月30日(水)	5月30日(金)	6月30日(月)	7月31日(木)	8月29日(金)	9月30日(火)	10月31日(金)	11月28日(金)	12月25日(木)	1月30日(金)	2月27日(金)

※金融機関で締切日までに依頼されると、上記の納期限に間に合いません。